

お客さま各位

村上信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化への取り組みについて

平素は村上信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2021年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」を踏まえ、金融業界では2026年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目標に掲げ、手形・小切手の全面的な電子化を進めており、全国銀行協会においては、2027年度から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止することが公表されました。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、手形・小切手の電子化に向けた下記の取組みを実施いたしますので、お知らせいたします。

今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

内 容	実施日
当座預金開設の受付停止	2025（令和7）年1月1日（水）
当座預金払戻請求書の使用開始	2025（令和7）年1月1日（水）
2027（令和9年）4月以降手形・小切手の代金取立受付の終了（※手形割引の受付を含む）	2025（令和7）年6月30日（月）
手形・小切手の発行受付終了	2026（令和8）年3月31日（火）
手形・小切手の最終振出期限	2026（令和8）年9月30日（水）
預金小切手（自己宛小切手）の発行受付期限	
手形・小切手の代金取立の受付終了	2027（令和9）年3月24日（水）
手形・小切手の窓口、渉外係の入金受付終了	

※上記において、太枠で囲っている内容が今回新たにご案内する事項です。

太枠以外の内容は過去にご案内済みの事項となります。

■電子的な決済手段への移行

手形・小切手の電子化には事務負担の軽減、印紙代などのコスト削減、現物紛失リスクの低減等のメリットがございます。当金庫では、「インターネットバンキング」や「でんさい」などの電子決済サービスをご用意しておりますので、移行をご検討の際は窓口、渉外係へお気軽にご相談ください。

以上

